

## ◆ 許可申請書など必要書類の提出順・提出期限

- ① **土砂の堆積許可申請書** → 堆積を行う前（**事前**）に申請  
●別紙（土砂の堆積に関する計画）含む  
【堆積面積：500㎡以上 3,000㎡未満】  
→ 「許可書」を交付します。  
◎作業について、周辺の住民への周知（住民説明会、個別訪問、チラシ配布など）をお願いします。  
◎堆積現場に、市職員による現地確認（立入検査）を実施することがあります。
- ② **土砂の堆積の着手届出書** → 許可後、  
●現場に掲示した許可標識（看板）の  
写真を添付  
堆積に着手した日から **10日以内**に届出
- ③ **土砂の堆積に係る定期届出書** → **3ヶ月毎**（期間）に1回  
●現場写真（現況）を添付  
→写真は、高さも含め、堆積場全体  
●「土砂の採取場所の証明書」を添付  
（3ヶ月以内の場合は、堆積の**完了** 又は **廃止時**）  
※ 5ヶ月間の場合は、3ヶ月目と5ヶ月目  
期間経過後、**20日以内**に届出
- ④ **堆積に係る土地の汚染調査結果届出書** → 土砂の“堆積後”の土壤試料を採取し、  
●「計量証明書」を添付 **結果判明後、速やかに**届出  
●土壤を採取した地点図を添付  
※ 土砂の“堆積後”の土壤試料を採取 ※ 土壤試料の採取は、5地点混合法  
→ “堆積前”は、当該現場への [5地点から土壤を採取し、混合して、1検体]  
土砂の搬入の確証がないため、不可 ※ 調査対象物質は、重金属等の9物質【含有量】
- 【堆積面積：500㎡以上 900㎡未満】 → 堆積の**完了** 又は **廃止時**  
【土壤試料の採取は、1検体以上】
- 【堆積面積：900㎡以上 3000㎡未満】 → **6ヶ月毎**に1回  
（6ヶ月以内の場合は、堆積の**完了** 又は **廃止時**）  
【土壤試料の採取は、900㎡ごとに1検体以上】
- ⑤ **土砂の堆積完了（廃止）届出書** → 堆積を完了した日から **10日以内**に届出  
●堆積の**完了時**の現場写真を添付

- ★ 敷地内の土砂のみを用いて堆積（切り盛り）を行う場合（敷地外からの土砂の搬入を伴わない場合）、土砂の堆積に係る許可申請等は「非該当」（不要）となります。
- ★ 「土砂の堆積」とは、土地の整地等の行為も含みます。また、同一事業地内において、特段の理由なく、単に堆積を分けている場合は、一体的に利用されると認められ、当該個別の土砂の堆積の面積が、合計して500㎡以上となる場合は、申請の対象となります。
- ★ ストックヤード等において、許可の期間（原則2年間）を越えて、引き続きストックヤード等として利用したい場合には、改めて、許可申請の手続きが必要になります。
- ★ ストックヤード等において、月間500㎡以上の土砂の排出をする場合は埼玉県に届出が必要になります。当課に届出の義務はありませんが、定期報告書の提出時に参考資料として、埼玉県に提出した排出の届出の写しを提出してもらった場合があります。
- ★ ストックヤード等において、月間500㎡以上の土砂の排出をしておらず、埼玉県への届出が不要な場合は、土砂の排出先に関する資料等の提出をもらった場合があります。

■ 都市計画法第 29 条第 1 項等(施行規則第 4 条)の他法令により届出・許可を取得した場合  
【許可制 → 届出制】

◎ 許可等の処分等に基づく土砂の堆積の届出書

➡ 堆積を行う前(事前)に届出

- 土砂の堆積に係る土地の位置図を添付
- 他法令(都市計画法など)の許可書などの写しを添付

- ・ 土砂の堆積の着手届出届
- ・ 土砂の堆積に係る定期届出書
- ・ 堆積に係る土地の汚染調査結果届出書
- ・ 土砂の堆積の完了(廃止)届出書

については、届出の必要なし

★ 敷地内の土砂のみを用いて堆積(切り盛り)を行う場合(敷地外からの土砂の搬入を伴わない場合)、土砂の堆積に係る許可申請等は「非該当」(不要)となります。

★ 「土砂の堆積」とは、土地の整地等の行為も含まれます。また、同一事業地内において、特段の理由なく、単に堆積を分けている場合は、一体的に利用されると認められ、当該個別の土砂の堆積の面積が、合計して  $50.0\text{m}^2$  以上となる場合は、申請の対象となります。